

令和2年度税制改正(所得税)の主な内容

1. 新NISAの創設ほか

(1) 新NISA

現行の一般NISAの投資期間終了(令和5年まで)にあわせ、新NISAが創設される(投資可能期間は令和6年から令和10年)。

<投資可能商品(非課税対象)及び、非課税年間投資上限額>

非課税口座(仮称)	投資可能商品	年間投資上限額
特定累積投資勘定	公募等株式投資信託	20万円
特定非課税管理勘定	上場株式等	102万円

(2) その他

- ① つみたてNISAの投資期間が令和24年12月31日まで5年延長する。
- ② ジュニアNISAの延長はなく、令和5年12月31日で終了することとし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について、源泉徴収を行わずに払い出すことができる。

2. 居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用要件の見直し

新規住宅に居住した年から3年目に従前住宅等を譲渡した場合において、下記の特例の適用を受けるときは、住宅ローン控除の適用が受けられないことになる。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え、及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

なお、新規住宅を取得してから既に適用を受けた住宅ローン控除についても、遡及して適用が受けられなくなることに留意が必要である。

適用時期

令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用する。

3. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

(1) 個人が、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、建物の減価償却費を「簡便法」または「一定の書類の添付がない見積法」に拠っている場合には、その年分の不動産所得の計算上、国外不動産所得の損失があるときは、その国外不動産所得の損失のうち、国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなされる。

(2) 上記(1)の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の計算においては、その取得費から上記(1)により「生じなかったもの」とみなされる減価償却費は控除しない。つまり、「生じなかったもの」とされた減価償却費の分だけ譲渡所得が小さくなる。

適用時期

令和3年から適用される。

4. 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

扶養控除の対象者から、日本国外に居住する親族のうち30歳以上70歳未満の者が除外される。ただし下記の者については、扶養控除の適用対象となる。

適用対象者	提出(提示)が必要な書類
イ、留学により非居住者となった者	外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留者であることを証する書類
ロ、障害者	特になし
ハ、居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類

適用時期

令和5年から適用される。

5. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

下記に該当する要件を満たす場合に寡婦(夫)控除を適用する。

(所得控除額: 所得税35万円、住民税30万円)

- ① 生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ 住民票に、未届の妻又は未届の夫といった事実婚である旨の記載がされていないこと。

(2) 寡婦(夫)控除の見直し

- ① 寡婦(夫)控除の適用について、寡婦(女)に、寡夫(男)と同じ所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。
- ② 住民票に、未届の妻又は未届の夫といった事実婚である旨の記載がされていないことを求める。
- ③ 生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有する子ありの寡夫控除の金額を引き上げる。
 - ・改正前(令和元年分まで)の控除額: 所得税27万円、住民税26万円)
 - ・改正後(令和2年分以後)の控除額: 所得税35万円、住民税30万円)

適用時期

(1)、(2)とも令和2年から適用される。